

●平成26年度 就学援助実施状況

①都道府県	②市町村名	③部署名	④TEL	1. 就学援助制度の周知方法										ウェブサイトURL
				ア. 教育委員会のホームページに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度掲載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施	ケ. その他		
	該当団体数		33	22	15	13	23	25	26	2	2	3	22	
岩手県	盛岡市	教育委員会事務局 学務教職員課 学事助成係	019-651-4111(内線7324)	○	○	○	○	○				○	http://www.city.morioka.iwate.jp/sodan/ippansodan/001329.html	
岩手県	宮古市	教育委員会事務局 学校教育課	0193-68-9116	○		○	○	○					http://www.city.miyako.iwate.jp/gakkyo/syugaku_zyosei.html	
岩手県	大船渡市	教育委員会学校教育課	0192-27-3111(内線277)	○		○	○	○					http://www.city.ofunato.iwate.jp/www/contents/1327975665039/index.html	
岩手県	花巻市	小中学校課	0198-45-1311	○		○	○	○					http://www.city.hanamaki.iwate.jp/shimin/142/149/p002279.html	
岩手県	北上市	教育部学校教育課	0197-64-2111	○	○	○	○	○					http://www.city.kitakami.iwate.jp/docs/2014060901595/	
岩手県	久慈市	教育委員会教育総務課	0194-52-2154	○	○	○	○			○			http://www.city.kuji.iwate.jp/gakujika/gakkoujimu-g/enjo.html	
岩手県	遠野市	教育委員会事務局教務課	0198-62-4412	○	○	○	○	○					http://www.city.tono.iwate.jp/index.cfm/37.29076.182.1.html	
岩手県	一関市	教育部 学校教育課	0191-21-2111(内線8834)	○	○	○		○					http://www.city.ichinoseki.iwate.jp/sections/index.cfm?footer=44	
岩手県	陸前高田市	教育委員会 学校教育課	0192-54-2111(281)	○	○	○	○	○					http://www.city.rikuzentakata.iwate.jp/kategorie/kyouiku-sports/school/syugaku-enjo/syugaku-enjo.html	
岩手県	釜石市	釜石市教育委員会事務局学校教育課	0193-22-8833	○		○	○	○					http://www.city.kamashi.iwate.jp/hagukumu/kyoiku/enjo_seido/detail/1191281_2391.html	
岩手県	二戸市	教育企画課	0195-23-3111(内線583)	○		○	○	○					http://edu.city.ninohe.iwate.jp/kakuka/kyouikukikaku_3.html#shuugaku_1	
岩手県	八幡平市	教育委員会事務局 学校教育課	0195-74-2111(内線2316)			○	○							
岩手県	奥州市	教育委員会事務局学校教育課学務係	0197-35-2111(内線425)	○	○	○	○	○					https://www.city.oshu.iwate.jp/info.rbz?nd=221&ik=1	
岩手県	滝沢市	教育総務課	019-684-2111	○	○	○	○	○					http://www.city.takizawa.iwate.jp/enzyotou	
岩手県	雫石町	雫石町教育委員会 学校教育課	019-692-6412	○	○	○	○	○					http://www.town.shizukuishi.iwate.jp/docs/2014112100013/	
岩手県	葛巻町	教育委員会事務局	0195-66-2111(277)	○						○			http://www.town.kuzumaki.iwate.jp/article.php?story=20081219191412333	
岩手県	岩手町	教育委員会事務局 学校教育係	0195-62-2111			○	○							
岩手県	紫波町	教育部学務課学務室	019-672-3362	○	○	○	○	○					http://www.office.shiwacho.ed.jp/	
岩手県	矢巾町	学務課	019-611-2643	○		○	○	○					http://www.town.yahaba.iwate.jp/kyoiku01.html	
岩手県	西和賀町	教育委員会学務課	0197-85-2337			○		○				○		
岩手県	金ヶ崎町	教育委員会事務局	0197-42-2111	○		○		○					http://www.town.kanegasaki.iwate.jp/hp/kyoiku/article000000005000000002.html	
岩手県	平泉町	教育委員会事務局 学校教育係	0191-46-5576	○		○							http://www.town.hiraizumi.iwate.jp/site/entry/cat139/cat146/cat179/post_253.php	

①都道府県	②市町村名	③部署名	④TEL	1. 就学援助制度の周知方法										ウェブサイトURL		
				ア. 教育委員会のホームページに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を書面で周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他				
岩手県	住田町	教育委員会	0192-46-3863				○		○							
岩手県	大槌町	教育委員会学務課	0193-42-6100	○	○		○	○	○							http://www.town.otsuchi.iwate.jp/docs/2012030500120/
岩手県	山田町	学校教育課	0193-82-3111(内線316)		○		○	○	○			○				
岩手県	岩泉町	教育委員会 教育指導室	0194-22-2111		○		○	○	○							
岩手県	田野畑村	教育委員会事務局 総務・学校教育班	0194-34-2226			○			○							
岩手県	普代村	教育委員会事務局	0194-35-2711					○	○					○		
岩手県	軽米町	教育委員会事務局 教育総務グループ	0195-46-4743			○		○								
岩手県	野田村	教育委員会事務局	0194-78-2936				○	○	○							
岩手県	九戸村	教育委員会教育総務班	0195-42-2111			○	○	○	○							
岩手県	洋野町	総務学校課	0194-65-5920	○	○			○	○			○				http://www.town.hirono.iwate.jp/docs/2012121800283/
岩手県	一戸町	教育委員会 学校教育課	0195-33-2111(内線504)	○	○		○	○	○							http://www.town.ichinohe.iwate.jp/03_center/06_education/01_singaku.htm

①都道府県	②市町村名	2. 平成26年度 準要保護の認定基準について																		ソ又はタの基準(生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの)を使用している場合の生活保護の基準額に掛ける倍率および目安額	テ(その他)の場合の内容	平成25年度要保護・準要保護就学援助率			
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ				その他		
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	P-T-A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	市区町村民税(所得割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの				その他	倍率	基準根拠
	該当団体数	22	21	17	15	14	23	9	6	14	16	11	8	15	6	19	10	0	0	18					
岩手県	盛岡市	○														○				○	1.3 前年度	給与収入(税引き)	325	特に教育長が必要と認めた者	15%未達
岩手県	宮古市		○	○	○	○			○	○			○			○				○	1.3 前年度	給与収入(税引き)	332	震災、風水害、火災その他これに類する災害により、世帯員の所帯する住宅、家財に被害があり、その2分の1以上が被災又は毀損した者 その他教育委員会が特に必要と認めた者	15%未達
岩手県	大船渡市		○			○										○					1.3 課税所得	当該年度	300		10%未達
岩手県	花巻市															○					1.2 前年度	給与収入(税引き)	357		10%未達
岩手県	北上市															○					1.2 前年度	給与収入(税引き)	315		10%未達
岩手県	久慈市	○														○				○	1.3 前年度	給与収入(税引き)	380	前年の収入にかかわらず、失業(勤務先変更含む)の理由で収入が著しく減少(現状生活保護基準1.3倍未満)した世帯に属する者 日本赤十字会により被災し、家屋が半壊以上の被災を受けた世帯に属する者	30%未達
岩手県	遠野市	○				○										○					1.2 前年度	課税所得	304		15%未達
岩手県	一関市		○			○										○				○	1.2 当該年度	給与収入(税引き)	270	生活保護基準の1.29倍までの対象者に対し、所属校の校長から意見書の提出があれば認定としている。	15%未達
岩手県	陸前高田市		○	○		○					○	○	○			○				○	1.3 前年度	給与収入(税引き)	410	校長所見により、就学が困難であると教育委員会が認めた者。	10%未達
岩手県	釜石市	○	○	○	○	○				○	○					○				○	1.3 課税所得	前々年度	320	教育委員会が特に必要と認める者	10%未達
岩手県	二戸市	○				○										○					1.3 課税所得	前々年度	329	教育長が特に必要と認めたもの	15%未達
岩手県	八幡平市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○					1.2 課税所得	前年度	290		15%未達
岩手県	奥州市	○	○	○												○					1.2 課税所得	前々年度	340		10%未達
岩手県	滝沢市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3 課税所得	前々年度	304		15%未達
岩手県	栗石町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3 課税所得	前々年度	313	教育長が特に必要と認めた者	15%未達
岩手県	葛巻町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1 課税所得	前々年度	214	その他、教育長が特に就学援助の必要があると認めた者	15%未達
岩手県	岩手町	○	○	○	○	○										○				○	1 課税所得	前年度	232	災害その他特別な事情により、児童生徒の就学に支障があると認められる者	20%未達
岩手県	紫波町															○					1.2 課税所得	当該年度	284		15%未達
岩手県	矢巾町	○	○	○	○	○	○									○				○	1.2 課税所得	前々年度	278	災害等で被害を被り、生活が困難していると認められるもの	10%未達
岩手県	西和賀町																○				1.2 課税所得	前々年度	289	その他家庭状況等を判断し教育委員会が特に必要と認めた者	15%未達
岩手県	金ケ崎町	○	○	○	○	○										○					1 課税所得	前々年度	275		10%未達
岩手県	平泉町		○			○										○					1.2 前年度	給与収入(税引き)	270	その他経済的に困難しており、就学に支障があると教育委員会が認める者	10%未達

①都道府県 ②市町村名		3. 平成26年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																			
		問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に条件が変わるもの)																			
		問A-1 係数を見直したか					問A-2				問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)				問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)						
維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	他の認定基準に該当するかを	イ 学校や教育委員会等で家計等の状況を個別判断	ウ 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下SSW)の活用	イ SSW以外の外部人材	ウ 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ 福祉担当部局と連携した取組	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ 子供医療費助成制度	ク 対象者への手厚い支援	ケ その他	
該当団体数		5	0	5	0	9	5	0	1	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手県	盛岡市																				
岩手県	宮古市																				
岩手県	大船渡市	○				○					○										
岩手県	花巻市	○				○					○										
岩手県	北上市						○														
岩手県	久慈市																				
岩手県	遠野市																				
岩手県	一関市	○				○					○										
岩手県	陸前高田市																				
岩手県	釜石市																				
岩手県	二戸市						○														
岩手県	八幡平市		○																		
岩手県	奥州市						○														
岩手県	滝沢市						○														
岩手県	雫石町						○														
岩手県	葛巻町		○																		
岩手県	岩手町						○														
岩手県	紫波町		○																		
岩手県	矢巾町						○														
岩手県	西和賀町																				
岩手県	金ケ崎町						○														
岩手県	平泉町	○				○		○	○												

①都道府県	②市町村名	3. 平成26年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																						
		問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)																						
		問A-1 係数を見直したか				問A-2		問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)				問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)												
維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	アの認定基準に該当するかを確認	他の認定基準に該当するかを確認	イ 学校や教育委員会等で家計等を個別判断	ウ 25年度に該当した世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下TSW)の活用	イ SSW以外の外部人材	ウ 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ 福祉担当部局等と連携した取組	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ 子供医療費助成制度	ク 対象者への手厚い支援	ケ その他			
岩手県	住田町																							
岩手県	大槌町			○																				
岩手県	山田町			○																				
岩手県	岩泉町																							
岩手県	田野畑村	○				○				○														
岩手県	普代村																							
岩手県	軽米町																							
岩手県	野田村																							
岩手県	九戸村																							
岩手県	洋野町					○																		
岩手県	一戸町																							

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額(一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの))																問C 補足事項等								
		問B-1 認定基準額を下げたか						問B-2						問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)							
		下げた	下げていない	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア 他の認定基準に該当するかを確認	イ 学校や教育委員会で家計等の状況を個別判断	ウ 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ SSW以外の外部人材	ウ 困難に関する資向上のための教職員研修	エ 福祉担当部と連携した取組		オ 福祉担当部と連携した学習支援などの貧困対策の実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ 子供医療費助成制度	ク 対象者への手厚い支援	ケ その他			
	該当団体数	0	9	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
岩手県	盛岡市	○																								
岩手県	宮古市	○																								
岩手県	大船渡市																									
岩手県	花巻市																									
岩手県	北上市																									基準額の時期を変更
岩手県	久慈市	○																								認定基準については、要綱により生活保護基準の1.2倍と定めています。本年度は暫定的に、児童扶養手当等の認定基準を適用してまいりましたが、そのほか、本年度の認定基準は生活保護の基準に一定の係数をかけたものとなりますが、実質的には今年度の認定基準と変更ありません。
岩手県	遠野市	○																								
岩手県	一関市																									
岩手県	陸前高田市	○																								
岩手県	釜石市	○																								
岩手県	二戸市																									基準額の時期を変更
岩手県	八幡平市																									係数は上げた(1.15倍→1.2倍)が、これは生活扶助基準見直しへの対応が前提ではなく、他の市町村と比較して低かったため、なお、基準額の時期を変更し、前々年度ものを用いているため、基準見直しへの影響はない。
岩手県	奥州市																									
岩手県	滝沢市																									基準額の時期を変更
岩手県	雫石町																									基準額の時期を変更
岩手県	葛巻町																									
岩手県	岩手町																									基準額の時期を変更
岩手県	紫波町																									
岩手県	矢巾町																									基準額の時期を変更
岩手県	西和賀町	○																								
岩手県	金ケ崎町																									基準額の時期を変更
岩手県	平泉町																									

